

第61回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月19日(金曜日)午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

東京都千代田区一番町21番地
一番町東急ビル10F

「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に

パソコン・スマートフォン・タブレット端末
からご覧いただけます。

こちらからも議決権行使ウェブサイトにアク
セスいただけます。

<https://s.srdb.jp/4743/>



今年度、株主総会ご出席の株主様
にお渡ししておりましたお土産は中
止いたします。

何卒ご理解を賜りますようお願い
申し上げます。

証券コード 4743
2020年6月1日

株 主 各 位

東京都千代田区一番町21番地
株 式 会 社 アイティフォー
代表取締役社長執行役員 佐 藤 恒 徳

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施の上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況を鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会には、極力、書面またはインターネット等により 事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、**3ページから4ページのご案内に従って、2020年6月18日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月19日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区一番町21番地
一番町東急ビル10F
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第61期（自2019年4月1日至2020年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期（自2019年4月1日至2020年3月31日）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項
議 案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.itfor.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 3. 法令および当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項を当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①連結注記表 ②個別注記表
なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 4. ご出席に当たり資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

<当社の対応について>

- 本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。

<株主様へのお願い>

- 感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面・インターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。
また今年度、株主総会ご出席の株主様にお渡ししておりましたお土産は中止いたします。
- 感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

<来場される株主様へのお願い>

- ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、上記の当社ウェブサイト (<https://ir.itfor.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。
株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（35頁から40頁）をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2020年6月19日（金曜日）午前10時

会場 東京都千代田区一番町21番地 一番町東急ビル10F
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

代理人によるご出席について

議決権をご行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会開会前に当社にご提出ください。

郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2020年6月18日（木曜日）午後5時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2020年6月18日（木曜日）午後5時入力分まで

● 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書

株主番号 0123456789 議決権行使権限 10 票

〇〇〇〇株式会社 様へ

敬し、〇〇〇〇株式の2020年度株主総会（〇〇〇〇株主総会）議案に対する賛否を、下記（賛否欄）にて表示し、同封の封筒に封入し、〇〇〇〇株式へお送りください。

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

100-8233
千代田区丸の内1丁目
4番地1号

代表 太郎

〇〇〇〇株式会社

見本

00000000000000000000 K11-00000001#

インターネットと連携して議決権行使された場合は、インターネットを有線とします。
機密漏れ防止のため、この封筒の口を開けず、必ずこのまま封筒に封入してください。

〇〇〇〇株式会社

1. 株主総会に出席権限のない場合は、この議決権行使書用紙に賛否を記入し、〇〇〇〇株式の2020年度株主総会（〇〇〇〇株主総会）の席上で投票することになります。
2. 賛否は、議決権行使書用紙の「賛否欄」に記載の「賛」または「否」の欄に〇印を記入することです。
3. 投票の際は、封筒のバーコードにより、インターネットで投票することになります。
4. 議決権をインターネットで行使される場合は、議決権行使書用紙の「インターネットで投票する」欄に「はい」と記載することです。
5. 一部の候補者につき賛否を記入する場合は、議決権行使書用紙の「一部の候補者を否認する」欄に〇印を記入することです。
6. 議決権行使書用紙の「一部の候補者を否認する」欄に〇印を記入する場合は、議決権行使書用紙の「一部の候補者を否認する」欄に〇印を記入することです。

スマートフォン用
議決権行使
アプリ
ダウンロード
QRコード

全員賛成の場合

「賛」の欄に〇印

全員否認する場合

「否」の欄に〇印

一部の候補者を否認する場合

「賛」の欄に〇印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に〇印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取り扱いについて

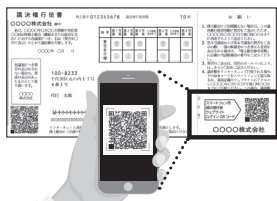
議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

● インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

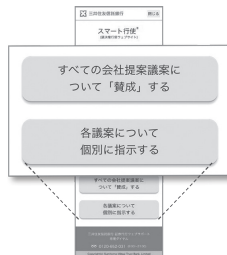
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

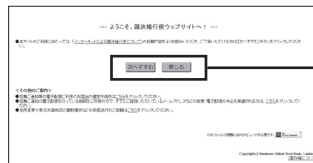
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

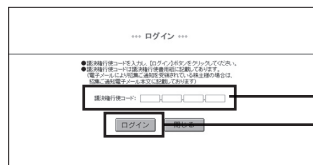
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

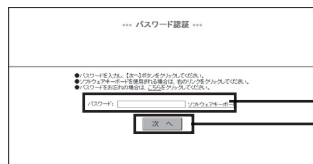
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

※書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※インターネットにより複数回議決権をご行使された場合、またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権をご行使された場合は、最後に行使されたものを有効として取り扱わせていただきます。

【機関投資家の皆さまへ】

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社ICが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

事業報告

(自2019年4月1日)
(至2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の激化や地政学的リスクの高まりなど海外経済の下振れリスクが継続する中、人手不足への対応や生産性向上に向けた企業の設備投資意欲が根強く、災害からの復旧・復興需要を背景に公共投資の増加基調が維持されていたことなどにより景気が下支えされてきました。しかしながら、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大に伴う影響により世界経済は急速に悪化、国内景気も厳しさを増しております。

当社グループの属する情報サービス業界におきましても、AIやIoT技術などの先端デジタル技術への投資、「働き方改革」に寄与する業務効率化ニーズの高まりなどを背景に、企業の強いIT投資意欲に支えられ、今後も投資案件の増加が見込まれておりましたが、先行き不透明な状況となっております。

このような環境下、当社グループは、2018年5月18日に発表した中期経営計画「Challenge to 2020」で掲げた、売上高140億円、営業利益23億円、ROE10%以上の達成へ向けて事業を推進してまいりました。金融機関向けソリューションにおいて主力パッケージである個人ローン業務支援システム「SCOPE」などの好調な販売により受注高が伸長、さらに前期末時点で過去最高を更新した受注残が売上に寄与したことから、当連結会計年度の売上高は152億39百万円（前期比121.4%）、営業利益は17億28百万円（前期比105.5%）、経常利益は18億39百万円（前期比107.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億32百万円（前期比107.3%）となり、売上高、各利益は過去最高を更新いたしました。

当連結会計年度の受注高は159億69百万円（前期比97.8%）、受注残は128億85百万円（前期比106.0%）となりました。また、セグメント別の営業概況は次のとおりです。

(システムソリューション)

システムソリューションでは、フィナンシャルシステムにおける個人ローン業務支援システム「SCOPE」の販売が引き続き好調であり、地銀系保証会社向けの保証・求償管理システムについてもバージョンアップを実施しさらなる受注を獲得いたしました。ノンバンク向け債権管理システムでは、既存機能にSMS送信システム「e-SMS」や入金約束受付サービス「NYUS」を組み合わせた提案が評価されており、業務効率化ならびに人員の有効活用を目指した「TCS-Web」の受注を獲得しております。また、コールセンター向けシステムのロボティックコールでは、大手地方銀行・カード会社等より新規で受注を獲得し好調を維持しております。

小売業向けでは基幹システム「RITS」およびECサイト構築パッケージ「ITFOREC」のユーザーに対し消費税改正・軽減税率対応の開発およびリリースを完了いたしました。また、首都圏の百貨店向け大型案件において「RITS」とキャッシュレス決済ソリューション「iRITS pay」が10月に稼働、3月までに第二次システムも稼働いたしました。

公共向けでは都道府県初となる沖縄県からの滞納管理システムの受注を獲得したほか、給食費の公会計化の推進に伴い給食費管理システムの検討が活発化し、学務支援システムの新規受注を獲得いたしました。

さらにマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への態勢強化という課題解決にむけて販売に注力している「NICE Actimize AML/CFTソリューション」については、ターゲットとしている地方銀行数行より受注を獲得いたしました。

一方、小売業向け等の大型案件において、一部低採算となったことにより、セグメント利益は前年対比で減益となりました。

その結果、受注高は83億33百万円（前期比85.6%）、売上高は89億88百万円（前期比118.8%）、セグメント利益は17億97百万円（前期比91.4%）となりました。

(サービスソリューション)

サービスソリューションでは、安定収益源である保守サービスや公共分野向けＢＰＯ（業務受託）サービスを中心に活動しております。ＢＰＯサービスが好調に推移し、政令市・中核市を主体に新規契約を獲得しました。また、業務の立ち上げから安定的な運用へ移行する中で、効率的な人員配置を行うなど、コスト削減にも取り組んでおります。

その結果、受注高は43億87百万円（前期比106.0%）、売上高は34億75百万円（前期比121.0%）、セグメント利益は6億19百万円（前期比121.5%）となりました。

(基盤ソリューション)

基盤ソリューションでは、システム機器販売、クラウドを含む基盤インフラ設計・構築・納入・設置、ネットワークシステムの提供を行っております。キャリア向け大手顧客からの更改案件を受注したほか、前期受注したシステム機器の納入が進んだことから、売上、利益共に前年同期に比べ大幅な増加となっております。

さらに、キャッシュレス決済において主力の「i R I T S p a y」の販売が順調に推移しており、ＱＲコード・バーコードスキャナを内蔵した一体型タイプの新商品マルチ決済端末も市場へ投入いたしました。

その結果、受注高は32億48百万円（前期比132.5%）、売上高は27億75百万円（前期比131.4%）、セグメント利益は5億97百万円（前期比155.5%）となりました。

[売上高の内訳]

セグメント別の売上構成は以下のとおりです。

区 分	金 額	構 成 比	前 期 比
シ ス テ ム ソ リ ュ ー シ ョ ン	89億88百万円	59.0%	118.8%
サ ー ビ ス ソ リ ュ ー シ ョ ン	34億75百万円	22.8%	121.0%
基 盤 ソ リ ュ ー シ ョ ン	27億75百万円	18.2%	131.4%
合 計	152億39百万円	100.0%	121.4%

(注) セグメント別売上高は、外部顧客への売上高を表示しております。

<社会貢献活動>

当社は、企業としての社会的責任を果たすため、公益財団法人日本ユニセフ協会に寄付を行っております。

また、令和元年房総半島台風および令和元年東日本台風の義援金として、日本赤十字社および長野県災害対策本部に寄付を行っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は5億76百万円であり、その主なものは以下のとおりです。

自社利用ソフトウェアの取得	3億35百万円
工具器具備品の取得	1億88百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の必要資金は全額自己資金で賄いました。

また、当社においては、効率的な資金調達を行うため、主要取引銀行と総額15億円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しておりますが、この契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割、新設分割および他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社グループでは、2021年3月期の連結業績予想数値である売上高145億円、営業利益18億円を達成すべく、2018年5月18日に発表した中期経営計画「Challenge to 2020」で掲げた以下の重点課題にグループをあげて取り組むことで収益構造を強化し、企業価値の向上と持続的な成長の実現に努めてまいります。

① 強い事業領域での競争力維持

金融機関や自治体向けの債権管理ソリューションをはじめとする当社が優位性を有する事業領域において、お客様のニーズやトレンドおよびその変化に臨機応変に対応し、質の高い商品・サービスを提供し続けることで競争力と収益性を維持し、既存のお客様との良好な関係を維持するとともに新規案件の獲得に努めてまいります。

② 戦略商品の販売拡大

キャッシュレス決済の推進や消費データの共有・利活用の促進ニーズに対応した決済クラウド「i R I T S p a y」およびマルチ決済端末「i R I T S p a y 決済ターミナル」や、日本のマネー・ローンダリング対策を国際水準に引き上げ、金融セキュリティ対策の評価向上に貢献する「N I C E A c t i m i z e A M L / C F T ソリューション」など、社会的なニーズに対応したソリューションを戦略商品として位置付け、これらを提供することで社会貢献を果たすと同時に事業の拡大を目指してまいります。

③ 新市場の開拓

既存のお客様との取引深耕を図り最適なソリューションの提供、お客様のビジョンを見据えた全体最適な提案によってお客様ごとの販売量拡大と新たなお客様の獲得に努めてまいります。また、テーマを絞った戦略的なM&Aなどにより、新しい成長機会の獲得を目指してまいります。

④ 新技術の獲得・展開

研究開発体制を一段と強化し、I o T やブロックチェーン、ロボット、A I など最先端の技術分野に対するタイムリーな研究開発、先行投資実現することで技術力の向上を目指します。その技術力を基礎とした新たなソリューションを開発・提案することで当社グループの競争力を高め、新たな収益源の獲得に取り組んでまいります。

⑤ 優秀な人材の確保と育成

専門的なI T 技術を有する優秀なデジタル人材の確保に努める一方、人材が競争優位性を決定する最重要資産であるという認識のもと、適正人員の確保・育成のため研修制度の充実を図り、事業計画に連動した目標管理制度を徹底することで、グループ全体の人材の育成と組織の活性化を図ってまいります。

⑥ コーポレートガバナンス

持続的成長を実現するため、グループ内の連携強化、透明で公正な経営体制の構築と迅速・果断な意思決定への取り組みを通じて、業容の拡大に応じたコーポレートガバナンスの更なる充実に努めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響について長期化が予想され、経済動向の見極めが難しい状況となっております。当社グループにおきましても、今後の情勢次第で事業活動に影響が生じることを懸念しており、市場や顧客動向を注視し、適切に対処してまいります。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第58期 2017年3月期	第59期 2018年3月期	第60期 2019年3月期	第61期（当期） 2020年3月期
売上高(百万円)	11,111	11,831	12,554	15,239
経常利益(百万円)	1,331	1,605	1,709	1,839
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	906	1,124	1,148	1,232
1株当たり当期純利益(円)	31.89	39.77	41.75	44.98
総資産(百万円)	14,919	15,418	15,878	16,294
純資産(百万円)	12,088	12,213	12,367	12,564
1株当たり純資産(円)	425.91	441.60	449.42	458.78

(9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社スナッピー・コミュニケーションズ	20,000千円	100.0%	S N S の運営、音楽イベントの企画
株式会社グラス・ルーツ	10,000千円	45.0%	企業ブランディングおよび社内報等各種媒体の企画制作支援
株式会社アイ・シー・アール	100,000千円	100.0%	地方自治体の国民健康保険料等の各種案内・収納業務受託
株式会社シー・ヴィ・シー	100,000千円	100.0%	訪問調査サービス
株式会社イーブ	14,500千円	100.0%	ソフトウェアの開発

③ 企業結合の経過と成果

連結子会社は、株式会社スナッピー・コミュニケーションズ、株式会社グラス・ルーツ、株式会社アイ・シー・アール、株式会社シー・ヴィ・シー、株式会社イーブの5社であり、持分法を適用した関連会社として株式会社アイセルの1社があります。

なお、株式会社イーブは、2019年4月23日付で株式譲渡契約を締結するとともに、株式を取得することによって、同社を連結子会社といたしました。

当連結会計年度の当社グループの企業集団の成果は「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(10) 主要な事業セグメント

当社グループは、製品・サービスのビジネス特性を基礎としたセグメントから構成されており、「システムソリューション」、「サービスソリューション」、「基盤ソリューション」の3つを報告セグメントとしております。

事業区分	主要な製品・サービス
システムソリューション	主にパッケージソフトウェアに関する設計・開発から保守までの一貫したサービス
サービスソリューション	主にカスタマーサービス、電話・訪問催告や窓口支援を行うBPOサービス
基盤ソリューション	主にシステム機器販売、システム基盤インフラ設計・構築・納入・設置、ネットワークシステムソリューション

(11) 主要な事業所等（2020年3月31日現在）

本社	東京都千代田区一番町21番地
事業所	所沢事業所（所沢市）、西日本事業所（大阪市）、 中部事業所（名古屋市）、福岡営業所（福岡市）、 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ（東京都）、 株式会社グラス・ルーツ（東京都）、 株式会社アイ・シー・アール（愛知県）、 株式会社シー・ヴィ・シー（福岡県）、 株式会社イーブ（石川県）
サービス・ステーション他	札幌、仙台、那覇、清須

(12) 従業員の状況（2020年3月31日現在）
(当社グループ)

従業員数	前期末比増減
579名（422名）	+57名（+74名）

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均人数を外数で記載しております。なお、臨時従業員数はパートタイマーを含んでおります。

(当社)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
471名（197名）	+37名（+23名）	43.0歳	10.5年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しています。なお、臨時従業員数はパートタイマーを含んでおります。

(13) 主要な借入先（2020年3月31日現在）
該当事項はありません。

(14) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、利益配分に関しましては、業績動向や財務状況を勘案しつつ、連結配当性向30%以上を目処に安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針とし、期末日を基準日として、年1回の配当を実施しております。

2020年5月8日の取締役会において、株式上場20周年であることを踏まえ、記念配当2円を含む1株当たり23円の配当を行うことを決議しております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,430,000株(自己株式2,134,864株を含む)
- (3) 株主数 9,456名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,515,000株	5.55%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・ ブラザー工業株式会社退職給付信託口)	1,420,000	5.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,159,700	4.25
アイティフォー社員持株会	1,034,700	3.79
明治安田生命保険相互会社	551,400	2.02
株式会社横浜銀行	500,000	1.83
K I A F U N D 136	490,676	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	481,600	1.76
東川 清	364,000	1.33
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OD11	353,000	1.29

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口）の所有株式は、ブラザー工業株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はブラザー工業株式会社に留保されております。
2. 当社は自己株式2,134,864株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

定 時 株 主 総 会 決 議 の 日	2017年6月21日
発 行 決 議 の 日	2017年9月13日
新 株 予 約 権 の 数	2,650個
保 有 人 数	当社取締役（監査等委員である者を除く）6名
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 数	265,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償
新株予約権の行使に対して出資される財産の価額	1株当たり642円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2019年9月16日から 2024年9月15日まで

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人、子会社役員および使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	東 川 清	株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 社外取締役 株式会社グラス・ルーツ 取締役 株式会社アイセル 社外取締役 株式会社アルファ新洋 社外取締役 株式会社アイ・シー・アール 取締役会長
代表取締役社長執行役員	佐 藤 恒 徳	事業本部長 株式会社シー・ヴィ・シー 取締役
取締役専務執行役員	坂 田 幸 司	公共システム事業部長 兼 ソフトウェア第三事業部長 株式会社アイ・シー・アール 取締役 株式会社イーブ 取締役
取締役常務執行役員	小 玉 敏 明	流通・eコマースシステム事業部長
取 締 役 執 行 役 員	大 枝 博 隆	C T I ・ 通 信 シ ス テ ム 事 業 部 長
取 締 役 執 行 役 員	中 山 かつ お	管理本部長 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 取締役 株式会社アイ・シー・アール 監査役 株式会社シー・ヴィ・シー 監査役 株式会社イーブ 監査役
取締役（監査等委員）	原 晃 一	
社外取締役（監査等委員）	佐 藤 誠	公認会計士 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 監査役 株式会社グラス・ルーツ 監査役
社外取締役（監査等委員）	小 泉 大 輔	公認会計士 株式会社オーナーズブレイン 代表取締役

（注） 1. 2020年4月1日付にて、次のとおり取締役の異動がありました。

取締役専務執行役員	坂 田 幸 司	技術開発本部長 兼 ソフトウェア第二事業部長
取 締 役 執 行 役 員	小 玉 敏 明	流 通 ・ e コ マ ー ス シ ス テ ム 事 業 部 長
取 締 役 執 行 役 員	大 枝 博 隆	通 信 ・ エ ン タ ー プ ラ イ ズ シ ス テ ム 事 業 部 長

- 社外取締役 佐藤誠氏および小泉大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 社外取締役 佐藤誠氏が兼職している株式会社スナッピー・コミュニケーションズおよび株式会社グラス・ルーツは当社連結子会社です。また、社外取締役 小泉大輔氏が兼職しているその他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

4. 当社は、社外取締役 佐藤誠氏および小泉大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である者を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、原晃一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	6名	202,951千円	（うち社外 1名 1千円）
取締役（監査等委員）	3名	20,400千円	（うち社外 2名 7,200千円）
計	9名	223,351千円	（うち社外 2名 7,200千円）

- （注）1. 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬限度額は2015年6月19日開催の定時株主総会において年額30,000万円以内と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は2015年6月19日開催の定時株主総会において年額3,500万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、2017年9月13日開催の取締役会の決議により、ストック・オプションとして取締役（監査等委員である者を除く。）6名に付与した新株予約権4,531千円（報酬としての額）を含んでおります。

(3) 社外取締役に関する事項

地 位	氏 名	出 席 状 況	発 言 状 況
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	佐 藤 誠	取締役会 22回／25回 監査等委員会 15回／17回	主に公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	小 泉 大 輔	取締役会 24回／25回 監査等委員会 17回／17回	主に公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。

(4) 非業務執行取締役の責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款において、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の非業務執行取締役の全員と当該責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額 (注)	31,000千円
当社および当社子会社が支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数、人員配置および監査内容等、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とする事を求めます。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針について次のとおり決議しております。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループのコンプライアンスの全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は当社および子会社の取締役・使用人の法令・定款等の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る定期的な社内教育を実施するとともに、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が適宜取締役会および監査等委員会に報告される体制を構築する。
- ③ コンプライアンスの推進については、コンプライアンスに関する規程に基づき、当社および各子会社の取締役・使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、文書管理規程の定めに従い、閲覧可能な状態で適切に保存および管理する。また、子会社についても、関係会社管理規程および職務権限規程により、当社取締役会または業務執行委員会に承認を得るべき事項、報告すべき事項を定める。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社および子会社の有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- ② 平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
- ③ 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ委員会」、「オフィス効率化・環境整備委員会」、「品質管理委員会」を設け、各委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および子会社の経営等に関する重要事項については、法令および定款の定めに従い、原則毎月1回および必要に応じて適宜取締役会を開催し、必要かつ適正な協議または審議を行い決定するとともに、取締役の職務の執行の監督等を行う。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役および全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項にかかわる意思決定を機動的に行う。
- ③ 取締役（監査等委員である者を除く。）は、その指揮の下、職務分掌規程、職務権限規程に基づき、責任と権限が明確な組織体系を構築し、重要な課題に迅速かつ柔軟に対応する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、各子会社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスの実施を管理・監督する。
- ② 子会社については、関係会社管理規程に従い、管理、指導および監査を実施するとともに、経営状態を把握するために定期的な報告と協議を行う。
- ③ 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）が、子会社の取締役を兼務し、各子会社の経営会議において必要に応じて重要な課題や新たに認識されたリスク等への対処について報告する機会を確保する等、グループ全体の経営効率の向上やリスク管理体制の充実を図る。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会が必要とした場合は、その職務を補助する使用人を配置するものとし、その配置にあたっては監査等委員会の意見を参考にする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべきものとして配置された使用人の人事（異動、評価、懲戒等）については、監査等委員会と人事部が事前に協議を行う。
- ③ 監査等委員の職務を補助すべきものとして配置された使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の取締役・使用人は、監査等委員会の求めがあった時は、監査等委員会に出席し該当事項について説明する。また、当社および子会社の取締役・使用人は、法令で定められた事項のほか、当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見し、または報告を受けた場合には、遅滞なく監査等委員に報告する。

当社および各子会社は、監査等委員に報告した者に対し、当該報告を理由とする不当な扱いを受けないよう規定するとともに、運用の徹底を図る。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行について生ずる費用の前払または償還、負担した債務の債権者に対する弁済等を当社に求めることができる。取締役（監査等委員である者を除く。）は当該費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要であるか否かにつき疑義が生じた場合を除き、遅滞なくこれを処理し、十分な監査が妨げられないことがないように取り計らう。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査に必要な情報を把握するため、関連する会議へ出席することができ、資料等の閲覧も自由に行うことができる。また会計監査人、顧問弁護士、各子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社および子会社の監査の実効性を確保するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記6. に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

主な会議の開催状況は、取締役会は25回、監査等委員会は17回、業務執行委員会は22回開催いたしました。

各取締役は、取締役会において各議案の審議や報告を通じて取締役の職務執行を監督するとともに執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮監督下、各自の権限と責任の範囲で職務を執行し、業務執行委員会に適宜報告を行っております。

監査等委員である取締役は取締役会および業務執行委員会等の重要な会議に出席して会社の状況を把握するとともに内部監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人（子会社含む）の職務の執行状況を監査しております。

内部監査室は、当社および子会社の内部統制システムの整備・運用状況について計画的にモニタリングを実施し、当社代表取締役社長および当社取締役会に報告を行っております。新たな対応が必要となった事項については、是正処置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

子会社については、当社の取締役または執行役員が兼務役員として子会社の取締役会に出席し事業の進捗報告を受けるほか、子会社の業務の適正を確保するための情報共有、指導および支援を行っており、各社の業態やリスクの特性に応じたリスク管理を実施しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

I 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、長期に亘り安定して培ってきた信頼や技術力を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的かつ持続的な確保と向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社の株主の在り方については、資本市場での当社株式の自由な取引を通じて決まるものであり、また会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきであることから、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

当社は、株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。こうした不適切な大量買付行為を未然に防止するため、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II 基本方針の実現のための取組みの内容

当社は、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「買収防衛策」といいます。）の導入を決議し（以下、決議された買収防衛策を「旧プラン」といいます。）、2007年以降、定時株主総会において旧プランに賛同する取締役全員の選任決議を通じて、株主の皆様にご承認をいただいております。しかしながら、その後の買収防衛策をめぐる議論の動向を踏まえ、買収防衛策の導入等に当たっては、株主総会の決議により株主の皆様の意思をより直接的に反映させることが望ましいと考え、2019年6月21日開催の第60回定時株主総会における承認可決をもって、買収防衛策の内容を改定いたしました（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、当社株主の皆様が当該大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために必要な情報を確保するとともに、当社取締役会による大規模買付行為の評価・検討・交渉・意見形成・代替案提示の機会を確保することを通じて、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

当社は、本プランに従った新株予約権無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排除するため、中立的な第三者委員会を設置し、その客観的な判断を得るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することといたします。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様が適切な判断を行うため、取締役会を通じ、大規模買付行為の内容と当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無、その他必要十分な情報が適宜株主の皆様に対して開示されることにより、その透明性を確保することとしております。

本プランは当社ウェブサイトに掲載しております。アドレスは以下の通りです。

<https://www.itfor.co.jp/ir/ir-governance.html>

Ⅲ 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、これらの取り組みが基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

本プランにおいては、大規模買付行為があった際には、当社取締役会が第三者委員会の開催を要請し、対抗措置について同委員会の勧告を最大限に尊重してその発動の是非を判断することとしていること、また対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されていることから、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みは確保されており、取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,849,301	流 動 負 債	3,459,287
現 金 及 び 預 金	3,250,367	買 掛 金	1,461,266
受取手形及び売掛金	2,923,985	未 払 法 人 税 等	293,601
有 価 証 券	5,599,807	賞 与 引 当 金	352,706
た な 卸 資 産	890,040	前 受 金	580,298
そ の 他	185,188	そ の 他	771,414
貸 倒 引 当 金	△88	固 定 負 債	271,051
固 定 資 産	3,445,291	役員退職慰労引当金	28,286
有 形 固 定 資 産	674,290	退職給付に係る負債	203,331
建 物	272,859	長 期 未 払 金	39,433
機械装置及び運搬具	2,977	負 債 合 計	3,730,338
土 地	149,565	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	67,228	株 主 資 本	12,398,875
そ の 他	181,659	資 本 金	1,124,669
無 形 固 定 資 産	598,635	資 本 剰 余 金	1,339,961
の れ ん	223,997	利 益 剰 余 金	11,398,069
そ の 他	374,637	自 己 株 式	△1,463,824
投資その他の資産	2,172,365	その他の包括利益累計額	119,308
投 資 有 価 証 券	1,401,956	その他有価証券評価差額金	122,581
繰 延 税 金 資 産	197,338	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	189
そ の 他	573,069	退職給付に係る調整累計額	△3,463
		新 株 予 約 権	34,480
		非 支 配 株 主 持 分	11,589
		純 資 産 合 計	12,564,253
資 産 合 計	16,294,592	負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,294,592

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2019年4月1日)
(至2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,239,470
売上原価		10,398,508
売上総利益		4,840,961
販売費及び一般管理費		3,112,383
営業利益		1,728,578
営業外収益		
受取利息	4,294	
受取配当金	54,191	
投資有価証券売却益	24,699	
持分法による投資利益	20,370	
その他の	42,668	146,225
営業外費用		
支払手数料	8,780	
投資有価証券売却損	23,566	
その他の	2,485	34,832
経常利益		1,839,971
特別利益		
新株予約権戻入益	272	272
税金等調整前当期純利益		1,840,243
法人税、住民税及び事業税	567,691	
法人税等調整額	40,530	608,222
当期純利益		1,232,021
非支配株主に帰属する当期純損失		63
親会社株主に帰属する当期純利益		1,232,084

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自2019年4月1日）
（至2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,124,669	1,337,635	10,714,995	△1,319,528	11,857,771
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△549,009		△549,009
親会社株主に帰属する当期純利益			1,232,084		1,232,084
自 己 株 式 の 取 得				△174,243	△174,243
自 己 株 式 の 処 分		2,326		29,946	32,273
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	2,326	683,074	△144,296	541,104
当 期 末 残 高	1,124,669	1,339,961	11,398,069	△1,463,824	12,398,875

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	479,885	108	△6,464	473,528	24,093	11,652	12,367,045
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△549,009
親会社株主に帰属する当期純利益							1,232,084
自 己 株 式 の 取 得							△174,243
自 己 株 式 の 処 分							32,273
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△357,303	81	3,001	△354,220	10,386	△63	△343,897
連結会計年度中の変動額合計	△357,303	81	3,001	△354,220	10,386	△63	197,207
当 期 末 残 高	122,581	189	△3,463	119,308	34,480	11,589	12,564,253

（注）記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,878,859	流動負債	3,316,035
現金及び預金	2,506,544	買掛金	1,504,626
受取手形	138,767	未払金	306,437
売掛金	2,570,859	未払費用	159,841
リース投資資産	45,421	未払法人税等	274,028
有価証券	5,599,807	未払消費税等	139,455
商仕掛品	234,999	前受金	580,298
仕掛品	622,476	預り金	26,808
貯蔵品	26,486	賞与引当金	324,400
前払費用	4,373	その他の	141
その他の	128,330		
	795		
固定資産	4,076,265	固定負債	253,979
有形固定資産	631,353	退職給付引当金	198,339
建物	257,392	関係会社事業損失引当金	19,853
機械及び装置	0	長期未払金	35,786
工具、器具及び備品	157,167		
土地	149,565	負債合計	3,570,015
建設仮勘定	67,228	(純資産の部)	
無形固定資産	358,229	株主資本	12,227,627
ソフトウェア	234,702	資本金	1,124,669
ソフトウェア仮勘定	115,947	資本剰余金	1,315,475
その他の	7,579	資本準備金	1,221,189
		その他資本剰余金	94,286
投資その他の資産	3,086,683	利益剰余金	11,245,411
投資有価証券	1,332,333	利益準備金	94,356
関係会社株式	1,018,699	その他利益剰余金	11,151,055
関係会社長期貸付金	51,000	別途積立金	5,512,500
長期前払費用	34,006	繰越利益剰余金	5,638,555
繰延税金資産	181,572	自己株式	△1,457,928
敷金及び保証金	288,147	評価・換算差額等	123,003
保険積立金	156,999	その他有価証券評価差額金	122,813
その他の	43,294	繰延ヘッジ損益	189
貸倒引当金	△19,370	新株予約権	34,480
		純資産合計	12,385,110
資産合計	15,955,125	負債及び純資産合計	15,955,125

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2019年4月1日)
(至2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高 価		13,982,271
売 上 原 価		9,714,306
売 上 総 利 益		4,267,964
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,604,387
営 業 利 益		1,663,576
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	918	
有 価 証 券 利 息	4,202	
受 取 配 当 金	54,168	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	24,699	
そ の 他	20,532	104,521
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	6,286	
固 定 資 産 除 却 損	2,056	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	10,000	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	23,566	
為 替 差 損	331	
そ の 他	4,509	46,750
経 常 利 益		1,721,348
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	272	272
税 引 前 当 期 純 利 益		1,721,620
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	517,107	
法 人 税 等 調 整 額	36,758	553,865
当 期 純 利 益		1,167,754

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日)
(至2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,124,669	1,221,189	91,960	1,313,149	94,356	5,512,500	5,019,810	10,626,666
当事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△549,009	△549,009
当 期 純 利 益							1,167,754	1,167,754
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			2,326	2,326				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	2,326	2,326	－	－	618,744	618,744
当 期 末 残 高	1,124,669	1,221,189	94,286	1,315,475	94,356	5,512,500	5,638,555	11,245,411

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,313,631	11,750,852	480,008	108	480,116	24,093	12,255,062
当事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当		△549,009					△549,009
当 期 純 利 益		1,167,754					1,167,754
自 己 株 式 の 取 得	△174,243	△174,243					△174,243
自 己 株 式 の 処 分	29,946	32,273					32,273
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△357,194	81	△357,113	10,386	△346,726
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△144,296	476,774	△357,194	81	△357,113	10,386	130,048
当 期 末 残 高	△1,457,928	12,227,627	122,813	189	123,003	34,480	12,385,110

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹	野	俊	成 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	浦	俊	行 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイティフォーの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹 野 俊 成 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 浦 俊 行 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイティフォーの2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社アイティフォー 監査等委員会
常勤監査等委員 原 晃 一 ㊞
監 査 等 委 員 佐 藤 誠 ㊞
監 査 等 委 員 小 泉 大 輔 ㊞

(注) 監査等委員佐藤誠氏及び小泉大輔氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

現在の取締役6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である者を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

1	ひがし 東	かわ 川	きよし 清
生年月日	所有する当社の株式数		
1950年11月26日	364,000株		



再 任

略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1973年7月 当社入社
1998年6月 当社取締役ソリューションシステム事業部長
2003年6月 当社取締役常務執行役員ソリューションシステム事業部長
2005年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長
2006年4月 当社取締役専務執行役員事業本部長
2008年7月 当社代表取締役副社長事業本部長
2009年6月 当社代表取締役社長
2019年4月 当社代表取締役会長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 社外取締役
株式会社グラス・ルーツ 取締役
株式会社アイセル 社外取締役
株式会社アルファ新洋 社外取締役
株式会社アイ・シー・アール 取締役会長

取締役候補者としての理由

2009年に代表取締役社長に就任後、強いリーダーシップの下、積極的にM&Aを実施することで、自治体向けBPOビジネスの事業拡大および高品質ソフトウェアを提供するための基盤作りをしてまいりました。2019年4月より当社代表取締役会長に就任し、経営全般における経験や見識は更なる経営体制の強化へ資するものとし、引き続き取締役に適任と判断いたしました。

生年月日
1964年12月14日

所有する当社の株式数
40,600株



再 任

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1998年3月 当社入社
2008年6月 当社執行役員ソリューションシステム事業部副事業部長
2009年10月 当社執行役員ソリューションシステム事業部長
2011年6月 当社取締役執行役員ソリューションシステム事業部長
2013年4月 当社取締役執行役員フィナンシャルシステム第一事業部長
2016年6月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム事業本部長
2017年5月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム事業部長
2017年6月 当社代表取締役常務執行役員フィナンシャルシステム事業部長
2018年4月 当社代表取締役常務執行役員事業本部長兼フィナンシャルシステム事業部長
2018年6月 当社代表取締役専務執行役員事業本部長兼フィナンシャルシステム事業部長
2019年4月 当社代表取締役社長執行役員事業本部長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社シー・ヴィ・シー 取締役

■ 取締役候補者とした理由

当社事業の中核である金融機関向けシステム事業での、地方銀行をはじめとする金融機関へ向けたシステム開発と販売に大きく貢献してまいりました。2019年4月より当社代表取締役社長に就任し、その豊富な実績と経験を活かし、経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督機能の適切な遂行を期待し、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

3

さか た こう じ
坂 田 幸 司

生年月日
1966年1月26日

所有する当社の株式数
117,100株



再 任

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2008年6月 当社執行役員ソフトウェア第一事業部長
2008年10月 当社執行役員ソフトウェア開発本部長
2013年6月 当社取締役執行役員テクニカルサポート事業部長
2014年6月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長兼テクニカルサポート事業部長
2015年10月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長
2018年8月 当社取締役常務執行役員公共システム事業部長兼技術開発本部管掌
2019年4月 当社取締役専務執行役員公共システム事業部長兼ソフトウェア第四事業部長
2019年6月 当社取締役専務執行役員公共システム事業部長兼ソフトウェア第三事業部長
2020年4月 当社取締役専務執行役員技術開発本部長兼ソフトウェア第二事業部長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社アイ・シー・アール 取締役
株式会社イーブ 取締役

■ 取締役候補者とした理由

これまで取締役専務執行役員として、パッケージソフトの品質改善やカスタマーサポート事業の顧客満足度向上に貢献してきた実績と、自らのシステムエンジニアとしての経験を活かしてソフトウェア開発のプロジェクト全般を統括してきた実績を踏まえ、引き続き取締役に適任と判断いたしました。

こ だま とし あき
小 玉 敏 明

生年月日

1952年 3月14日

所有する当社の株式数

19,500株



再 任

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1974年 4月 株式会社丸井 入社

2004年 3月 株式会社エムアンドシーシステム 取締役営業本
部長

2007年 4月 株式会社エポスカード 取締役

2009年10月 当社入社

流通・eコマースシステム事業部副事業部長

2010年 4月 当社執行役員流通・eコマースシステム事業部長

2012年 6月 当社取締役執行役員流通・eコマースシステム事
業部長

2016年 6月 当社取締役常務執行役員流通・eコマースシステ
ム事業部長

2020年 4月 当社取締役執行役員流通・eコマースシステム事
業部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

株式会社丸井の子会社である株式会社エムアンドシーシステムや株式会社エポスカードの役員を歴任して培った流通業の専門知識を活かし、当社の流通やeコマースの事業拡大とオムニチャネル化の推進に貢献しており、その豊富な経験や見識は更なる事業の拡大へ資するものとし、引き続き取締役に適任と判断いたしました。

生年月日
1957年7月23日

所有する当社の株式数
169,400株



再 任

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
 2004年6月 当社執行役員西日本事業所長
 2005年4月 当社執行役員ソリューションシステム事業部長
 2006年6月 当社取締役執行役員ソリューションシステム事業部長
 2007年6月 当社取締役常務執行役員ソリューションシステム事業部長
 2009年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長
 2015年4月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム第二事業部長
 2016年6月 当社取締役執行役員フィナンシャルシステム事業本部第二事業部長
 2017年5月 当社取締役執行役員C T I・基盤システム事業部長
 2018年12月 当社取締役執行役員C T I・通信システム事業部長
 2020年4月 当社取締役執行役員通信・エンタープライズシステム事業部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

これまで中核事業である金融機関向けシステム事業でのサービスやノンバンク向けシステムの開発および事業の拡大に大きな貢献を果たしてきた実績と、事業全体の統括にまい進してきた経験と見識は更なる事業の拡大に資するものとし、引き続き取締役に適任と判断いたしました。

生年月日

1965年5月9日

所有する当社の株式数

57,600株



再任

略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1991年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社

2003年6月 当社社外監査役

2010年6月 当社取締役執行役員管理本部長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社スナッピー・コミュニケーションズ 取締役

株式会社アイ・シー・アール 監査役

株式会社シー・ヴィ・シー 監査役

株式会社イーブ 監査役

取締役候補者とした理由

公認会計士として当社社外監査役を務めた経験を活かし、これまで当社の管理本部長として総務、人事、経理、法務知財部門を統括してきた実績、自治体向けBPOビジネスの拡大とリスクに備えた体制を整備した豊富な経験と見識、これらを有している事を踏まえ、引き続き取締役に適任と判断いたしました。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社の監査等委員会は、取締役候補者の知識、経験、能力および業績向上への貢献等から取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

以 上

〈メ モ 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ モ 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一番町21番地
一番町東急ビル10F

電話 03 (5275) 7841



(交通のご案内)

東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅5番出口 徒歩1分

東京メトロ有楽町線 麹町駅3番出口 徒歩7分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での
ご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。